

事務連絡
平成20年12月5日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月30日に取りまとめられた「生活対策」を受け、金融庁は、中小企業向け融資の条件緩和が円滑に行われるための措置として、11月7日付けで別紙のとおり監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定を行いました。

金融機関が、経営改善に取り組む中小企業に対する融資の貸出条件の緩和に柔軟に応じることは、中小企業の資金繰りや経営の改善に資するものと考えられます。現下の中小企業を取り巻く厳しい環境を踏まえると、年末に向けて、中小企業の資金繰りが一層逼迫することが予想されるころ、本措置は、中小企業が経営改善計画の策定や金融機関と相談等を行う際に役立つと思われることから、中小企業への周知を早急に行う必要があります。

については、全国の中小規模の事業者等に本措置の趣旨を理解いただき、実際に活用していただくため、貴団体におかれましては、会員事業者等に周知していただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、既に、金融庁より、民間金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等に対しては、条件緩和への対応を含め、中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応をより一層徹底するよう要請がなされておりますので、その旨申し添えます。

また、ご参考までに参考資料を添付いたします。お問い合わせは、資料のお問い合わせ先までお願いいたします。